平成２５年（フ）第１７７号
千葉県柏市布施140番地１　コーポウィステリア203号、申立時の住所千葉県柏市松葉町４丁目１番地１　17棟504号
債務者　伊藤　雄一
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２３３号
千葉県流山市加４丁目１番地の30　ペガサス105
債務者　加藤　秀樹
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２８３号
神戸市垂水区桃山台４丁目８番地の10　ガーデンハイツ桃山台弐番館305号
債務者　田中くるみ
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２号
兵庫県篠山市杉32番地１　サンハイツ杉１棟112号
債務者　川上　蜂郎
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
兵庫県篠山市杉32番地１　サンハイツ杉１棟112号
債務者　川上　安惠
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第６８４号
名古屋市中村区中村中町１丁目26番地　グランシエル中町２Ｄ
債務者　金城　　哲
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９０号
青森市沖館４丁目２番25号
債務者　前田　康人
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
和歌山市三沢町３丁目12番地　三沢第４団地125号
債務者　小林　聖枝
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３５号
和歌山市北出島１丁目２番15号　上田荘１Ｆ１号室
債務者　小酒井みどり（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５３号
和歌山県橋本市胡麻生442番地の１メゾン・モンシェリＢ101号
債務者　玉置　　純
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７０号
和歌山市吉田323番地　メゾンドール和歌山1015号
債務者　野田　信子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９０号
和歌山県岩出市岡田766番地の16
債務者　小谷　恒世
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９１号
和歌山県岩出市岡田766番地の16
債務者　小谷　庸子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９４号
和歌山県有田郡湯浅町湯浅2572番地、住民票上の住所大阪府堺市西区鳳中町４丁99番地住沢ハイツ201号
債務者　橘本　高義
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９６号
和歌山市吉田323番地　メゾンドール和歌山706号
債務者　柿本みゆき
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８号
和歌山市野崎204番地の７　野崎ハイツ10号
債務者　川崎　勇也
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係